



交通事故の際の対処

弁護士 上岡 亮

暑かった夏が過ぎ、秋は絶好の行楽シーズン。

小池さんは、たまには親孝行をしようと思い立ち、お母さんを連れて温泉へ行くことにしました。

小池さんとお母さんを乗せた車が交差点に差しかかると、左側から突然車が飛び出してきた、小池さんの車に衝突しました。小池さんは幸い軽傷でしたが、衝撃をまともに受けたお母さんは左肩を痛め、仕事を続けることもできなくなってしまいました。

事故の相手は剛田さんという人で、一時停止を無視して交差点に進入してきたことがわかりました。

◆——争点

事故後しばらくすると、加害者の剛田さんが加入している保険会社から示談交渉の連絡がありました。保険会社は、「小池さんにも15%の過失があります」、「慰謝料は当社の基準では…」等を述べた後、「お母さんに対して支払うことができる金額は380万円です。これで示談をお願いします」と言ってきました。

380万円という高額な賠償金を提示されたものの、お母さんの左肩には後遺障害が残り仕事を続けられなくなってしまったことから、小池さんにはこれが妥当な賠償金額か判断がつかい兼ねました。また、15%を過失相殺される理由にも納得がいきませんでした。

◆——結末

小池さんは、加入していた自動車保険に弁護士費用特約が付いていたことを思い出し、これを使って弁護士に相談してみました。すると、380万円以上請求できることがわかりました。そこで、小池さんは弁護士に交渉を委任し、結局、800万円以上の金額を受け取ることができました。

◆——対処法

交通事故による死傷者数は減少傾向にありますが、それでも平成21年中の死者数は約4,900人、負傷者数は約91万人にのぼっています（平成22年版交通安全白書）。加害者は、被害者に対して民法上の不法行為に基づく損害賠償責任を負い、場合によっては自動車運転過失傷害罪などの刑事責任を負うこともあります。

交通事故は、身近な法律問題であると言えますが、多くの被害者が、加害者側の保険会社が提示する金額で示談

に応じているようです。しかし、加害者側の保険会社も営利企業である以上、被害者の立場で損害額を決めているわけではありません。小池さんの場合も、剛田さん側の保険会社が提示した金額の2倍以上の金額を受け取ることができました。

では、なぜこのような金額の開きが生じたのでしょうか。実は、保険会社が被害者との示談交渉に用いている基準は、裁判で認められる金額よりも相当低いのです。例えば、今回、保険会社が提示した後遺障害についての慰謝料は93万円でした。これに対して、裁判において通常認められる金額は290万円（首都圏の例）です。

また、過失割合も重要です。本件では、剛田さんが自動車運転過失傷害罪により刑事責任を追及されていたことが判明し、小池さんの過失割合がゼロになり、損害額が上がったのです。

保険会社が提示する示談金額や内容に疑問を持ったときには、一度専門家に相談してみると良いでしょう。

なお、小池さんが使った弁護士費用特約とは、事故等により生ずる損害賠償請求のために必要となる弁護士費用等を保険金として受け取ることができる特約です。最近の自動車保険には、この特約が付帯されているものが多いです。

この特約を使えば、費用を気にすることなく弁護士に相談、事件を委任することができます（限度額300万円が標準的です）。小池さんは、この特約によってはじめて対等の立場で交渉することができるようになったと言えるでしょう。

何はともあれ、安全運転が第一です。移りゆく景色を楽しむくらいのゆとりを持って、秋のドライブを満喫してください。

執筆者プロフィール

上岡 亮（うえおか あきら）

弁護士（第二東京弁護士会）。慶應義塾大学法学部卒業後、保険会社勤務を経て（在職中FP資格を取得）、東京都立大学（現首都大学東京）法科大学院修了。趣味はゴルフ、ドライブ、野球観戦。

所属：東京リベルテ法律事務所

<http://www.tokyoliberte.com/index.html>